



匝瑳市 産後ケア事業のお知らせ

総合版（令和7年度改訂）

「産後自宅に戻ってから手伝ってくれる人がいない…」「授乳や赤ちゃんのお世話ができるかすごく心配…」「出産や育児でからだも気持ちも疲れてしまった…」などの悩みや心配はありませんか？

出産後はからだと心の急激な変化と育児で大変な時期です。

匝瑳市では、産後のお母さんが安心して子育てができるようサポートを行っています。



利用できる方

匝瑳市に住民票がある 産後1年以内のお母さんと赤ちゃん

※ 感染症に罹患または医療行為の必要がある方は利用できません。

▼注意▲

施設によって受け入れには条件があります。



内容とタイプ、利用期間（回数）

サービス内容	<ul style="list-style-type: none"> 授乳相談、乳房ケア お母さんの体調確認 	<ul style="list-style-type: none"> お風呂の入れ方等の練習 育児相談 など
タイプ	<p>宿泊型</p> <p>医療機関等に宿泊します</p>	<p>デイサービス型</p> <p>医療機関等に通います</p>
各利用期間（回数）	7日まで※（最大6泊7日まで）	7回まで
	各タイプ共に分割利用可能	

▼注意▲

※医療機関のベッドの状況によっては希望に沿えない場合があります。



実施医療機関

施設名	住所 (電話番号)	利用可能なサービス		
		宿泊型	デイサービス型	
			1日	1～2時間
旭中央病院	旭市イ 1326 (電話：0479-63-8111)	○	-	-
増田産婦人科	匝瑳市八日市場イ 2837 (電話：0479-73-1100)	○	○	-
ひまわり助産院	匝瑳市野手 17146-937 (電話：0479-67-3132)	○	○	○



利用料金

		宿泊型(1泊2日)	デイサービス型
所得区分	市民税課税世帯	5,988～28,000 円	1日利用 1,533～1,804 円
			時間利用(最大2時間まで) 1時間あたり 500 円
	市民税非課税世帯	2,999～24,000 円	1日利用 766～902 円
	時間利用(最大2時間まで) 1時間あたり 250 円		
	生活保護世帯	食費のみ	食費のみ
食事代		所得区分に関わらず自己負担	
利用料減免額と回数		【市民税課税世帯】 タイプに関わらず1回(泊)2,500円までの計5回(泊)まで 【市民税非課税世帯】 各タイプ7回ずつ、1回(泊)5,000円まで	

▼注意▲

※利用料金や食事代は利用施設により異なります。

※ふたご等の場合は利用料金が加算されますが、減免額にも加算があります。

※減免のほか、市の助成には上限があります。上限を超える額については自己負担になります。

※3つの施設以外で利用を希望の場合は、あらかじめ匝瑳市と施設が契約を結ぶ必要があり、料金も上記と異なります。



利用方法

1. 相談

利用を希望される方は、匝瑳市こども家庭センター『なないろ』へ相談してください。医療機関への相談も可能です。相談は妊娠中でも産後でも可能です。

2. 申請

利用内容が決まりましたら、利用希望日の10日前までに『なないろ』へ申請を行ってください。

申請時にお持ちいただく物 ・母子健康手帳

3. 利用の決定

市が審査により利用が決定したら「産後ケア事業利用決定通知書」をお送りします。

4. 利用施設への連絡

利用希望日の7日前までに利用希望施設に予約の電話をして、利用に関する詳細事項について確認をしてください。

5. 利用開始

利用当日、利用施設に「産後ケア事業利用決定通知書」を持参し利用を開始してください。

6. 支払い

利用施設に利用料金をお支払いください。

7. 利用料減免の申請

利用料減免の申請を子育て支援推進課(ふれあいセンター内)で行ってください。

申請時にお持ちいただく物 領収書、振り込み口座が確認できるもの

申請・問い合わせ先

匝瑳市 こども家庭センター(匝瑳市 子育て支援推進課内)
〒289-2141

匝瑳市八日市場八793番地35(市民ふれあいセンター内)
電話：0479-73-7716(なないろ)

